

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 平成26年 6月30日 兵庫県知事 殿 住 所 兵庫県豊岡市寿町11-35 氏 名 株式会社 川嶋建設 代表取締役社長 川嶋 実 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0796-22-4321 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社川嶋建設 プロテックセンター
事業場の所在地	兵庫県豊岡市香住15-1
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0611 一般土木建築工事業
②事業の規模	600,000万円 (元請完成工事高)
③従業員数	162人 (平成26年4月時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類 ; 自社にて再生処理→再生砕石として再資源化 ・汚泥 ; 処理業者へ委託 ・ゴム、金属くず、ガラスくずコンクリートくずおよび陶磁器くず、木くず、紙くず、繊維くず ; 処理業者へ委託 ・木くず (伐採材) ; 再生処理業者へ委託→マルチ材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙「管理体制」の通り		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙 資料のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・選別を行い、再生可能なコンクリートがらは再生資源化している。 ・木くずはチップ化等再生施設への処分委託をしている。 ・金属くずを分別し、有価物として処理を心掛けている。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙 資料のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・金属くず、紙くず、木くず、廃プラ等 ・建設混合廃棄物としてしまわず、さらに分別を行い再資源化出来る様取り組みを行う。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、紙くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、繊維くず ・廃棄用コンテナの設置場所が無く、分別のため大型どこのを使用している	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各作業所に分別の重要性を周知し、可能なかぎり混合廃棄物を削減する。 ・小型のコンテナの供給を委託業者に依頼する	

(第3面)

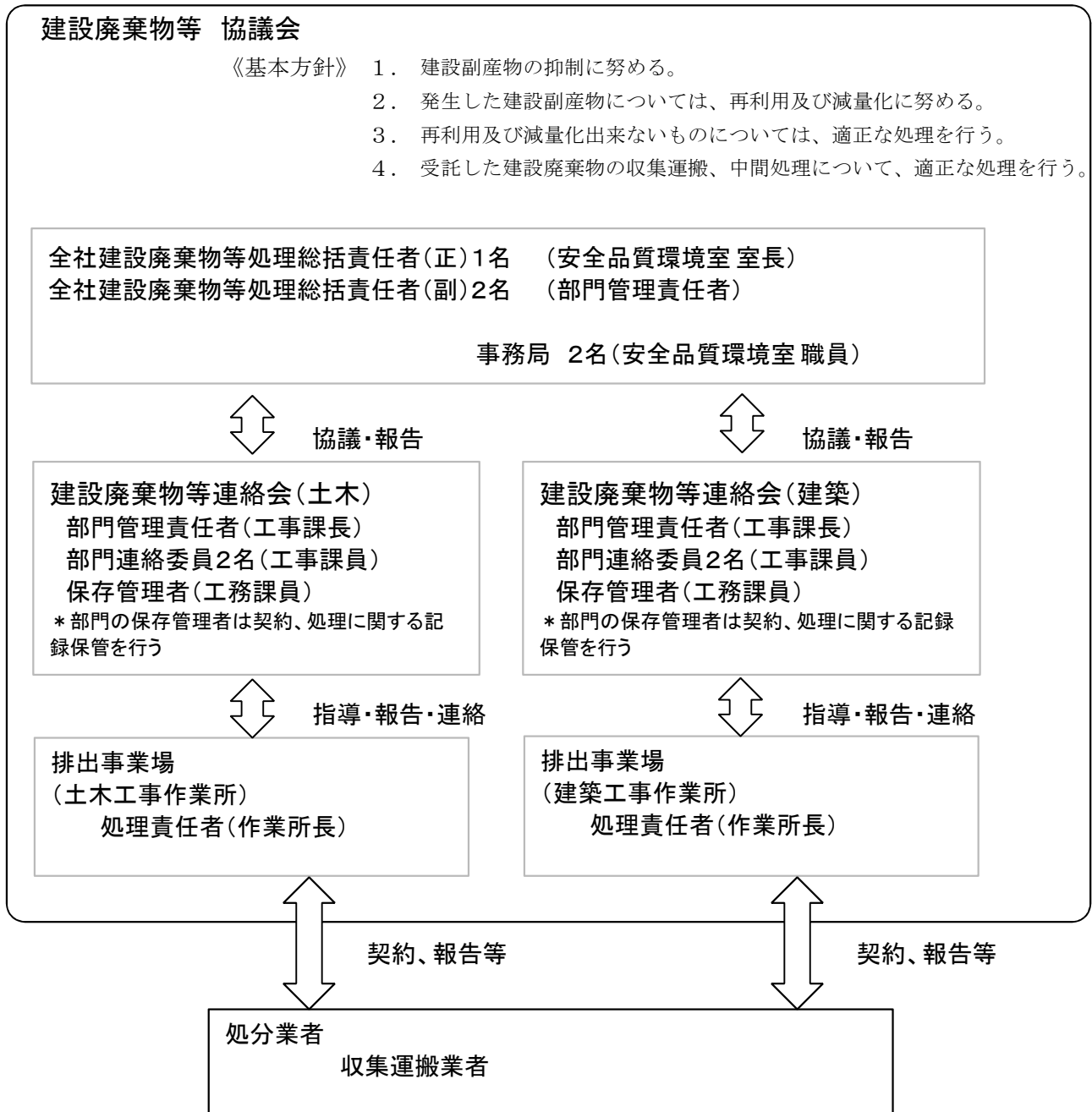
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	12,150 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社再生施設にて適正処理を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	12,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社処分をさらにすすめ再生量を確保する		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	12,150 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	12,000 t	t
(今後実施する予定の取組) 自社処分をすすめ、再生量を確保する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙 資料のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 各作業所において分別を行い、処理委託したものが再生されるよう依頼している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	別紙 資料のとおり
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,600 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己処分出来る範囲外でのがれき類の処分について、再生施設での処理委託を進める様、指導教育をおこなう 木くずについて、再生施設での処理となるよう全作業所へ指導周知を行う 木くずのRPF化施設に、処理委託を進める。 <p>処理委託目標 2,940*90% 2,600 t</p>		
※事務処理欄			

建設廃棄物等 管理体制



(建設廃棄物等協議会の設置)

全社の建設廃棄物等取扱い方法を協議、決定し、処理状況の確認と報告を行う事を確実に履行する為、各責任者によって構成される建設廃棄物等協議会を置く。
この協議会は、毎月1回開催し必要事項について審議し、決議する。

(建設廃棄物等連絡会の設置)

各部門内に於ける建設廃棄物等の取扱い方法の周知及び処理状況の確認を行う為、部門管理責任者、連絡会委員、処理責任者等、保存管理者によって構成する連絡会
この連絡会は、原則として毎月1回(主任所長会議等開催時)開催する。

総括責任者の職務

- ・基本方針の決定
- ・管理体制の整備
- ・管理規程、要領等の整備・建設廃棄物等の適正処理に関する教育、啓発
- ・法令、行政庁の指導内容等の周知
- ・建設廃棄物等の発生量及び処理計画、実績の確認
- ・建設廃棄物等処理管理システム(CREDAS、JWNET)の維持
- ・電子マニフェスト処理への移行推進
- ・関係行政庁への処理状況報告、指導

部門管理責任者の職務

- ・処理責任者の任命
- ・職員、協力業者への適正処理に関する教育、指導
- ・法令、行政庁の指導内容等の伝達
- ・委託契約書内容の確認
- ・建設廃棄物等の分別、処理状況の確認
- ・マニフェスト使用状況の確認(処理業者への委託状況含む)
- ・電子マニフェストによる処理の推進指導
- ・処理状況報告書(社内様式)の提出指導と確認

処理責任者の職務

- ・委託契約の作成(許可証、電子システム加入状況の確認)
- ・委託契約内容の事前報告と承認後の締結
- ・建設廃棄物等の適正処理(マニフェスト管理等の実施)
- ・処理業者の監督及び処理状況の確認
- ・電子マニフェストによる処理の推進
- ・処理状況報告書(社内様式)の作成と遅滞の無い提出
- ・委託契約書、紙マニフェストの部門管理責任者(保存管理者)への提出

事務局

- ・建設廃棄物等協議会の事務
- ・建設廃棄物等の発生量及び処理実績の把握、集計
- ・管理規程、要領等の作成、改定業務
- ・建設廃棄物等の適正処理に関する教育資料の収集、提供等
- ・建設廃棄物等処理管理システム(CREDAS、JWNET)の管理事務
- ・電子マニフェスト加入協力業者の把握と加入勧誘の推進
- ・当該行政庁への「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の作成、提出、保存。
- ・「産業廃棄物処理帳簿」の作成、保存。
- ・その他、建設廃棄物等に関する事項